

自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案新旧対照条文

○国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（第一条関係）……………1

○独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（第二条関係）……………2

○国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基礎在職期間） 第五条の二 法第五条の二第二項第七号に規定する政令で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。 一～三十五 （略） 三十六 自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる自動車検査独立行政法人の職員としての在職期間</p>	<p>（基礎在職期間） 第五条の二 法第五条の二第二項第七号に規定する政令で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。 一～三十五 （略）</p>

○独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（第二条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案		別表（第五条、第六条、第八条関係）				
(略)		(略)	一	自動車検査 独立行政法人		
(略)	条第一項	(略)	二	自動車検査 独立行政法人法（平成 十一年法律 第二百十八 号）第十六		
(略)		(略)	三	国土交通省 令		
(略)		(略)	四	同条第三項		
(略)		(略)	五	自動車検査 登録特別会 計		
現行		別表（第五条、第六条、第八条関係）				
(略)		(略)	一	自動車検査 独立行政法人		
(略)	条第一項	(略)	二	自動車検査 独立行政法人法（平成 十一年法律 第二百十八 号）第十五		
(略)		(略)	三	国土交通省 令		
(略)		(略)	四	同条第三項		
(略)		(略)	五	自動車検査 登録特別会 計		